滋賀県立大学硬式野球部規約

(平成7年5月作成、平成11年4月改定、平成18年8月改定、平成22年2月改定)

(名称)

第1条 本部は滋賀県立大学硬式野球部を称する。(以下、本部とする。)

(目的)

第2条 硬式野球に取り組むことにより、技術の向上や、部員同士の親睦を深めることを目的とする。

(加盟団体)

第3条

- その1 本部は学内においては、滋賀県立大学(以下、本学とする。)の公認団体として、本学の滋賀県立大学体育会に加盟する。
- その2 本部は学外においては、全日本大学野球連盟 とその傘下の 京滋大学野球 連盟(以下、京滋連盟) に加盟する。

(役員)

第4条

- その1 本部には次の役員を置かなければならない。
- A. 部長1名
- B. 主将1名
- その2 その1について、本部は本学の公認団体であるから、A. は本学内の教職員でなければならない。B. は本部の部員であり、京滋連盟の公式戦の出場資格を有する者でなければならない。
- その3 本部には次の役員を置くことができる。
 - C. 副部長
 - D. 監督
 - E. 総監督
 - F. コーチ
 - G. 副主将
 - H. 主務
 - 1. 副務
 - J. 会計
 - K. 副会計
 - L. 学生委員
 - M. 体育会役員
- その4(資格) その3について、C. は本学内の教職員でなければならない。D. E. Fは部長が認た者でなくてはならない。G. は主将と同じ資格を有する者でなければならない。H. J. J. K. L. M. はそれぞれ本部の部員でなければならない。
- その5(任期)監督、総監督、コーチについて、その任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(部員)

第5条 本部の部員は本学の学生でなければならない。

第6条 部員は学業の妨げにならぬよう、誠実かつ積極的に部の活動に参加しなければならない。

第7条 部員は次の場合、除名処分となりうる。この処分は役員達の決定に委ねられる。

- 1. 活動に積極的に参加する意志のない者。
- 2. 部の秩序を著しく乱した者。
- 3. 部費、その他の必要経費を払わぬ者。

(運営)

第8条 本部の活動運営内容は、役員を中心に決定し、部長の承認を経て部員へ報告、実行される。

(経費)

- 第9条 本部の活動の為の経費は以下のものである。
 - 1. 部員から徴収する部費
 - 2. 本学の"滋賀県立大学後援会クラブ助成金"
 - 3. OBからの寄付金
 - 4. その他

(在籍)

第10条 入部、休部、退部

- 1. 入部とは、本部部員名簿、京滋大学野球連盟、全日本大学野球連盟へ登録されることを意味する。
- 2. 退部とは上記1. の登録を抹消されることを意味する。
- 3.休部とは本部での活動を休止するが、上記1.からは抹消されない。
- ※休部時の対応
- ①部長宛の休部願を提出し、部長の承認を得られなければならない。
- ②休部願には、その理由、その期間 (予定) を明記しなければならない。
- ③休部期間中は部費の支払いは免除される。

(規約)

- 第11条 本規約の改正、追加、削除は下記の手続きを経て実行される。
 - ①幹部が原案作成。
 - ②全部員の過半数の賛成を得る。
 - ③部長の承認を得る。

- 【更新履歴】 平成22年2月 ①第4条その3に「E. 総監督」を追加。 ②第4条その4とその5にも総監督に関して追加。